



令和 8 年 10 月 1 日から

建築確認申請等の電子申請を開始します

一関市では、令和 8 年 10 月 1 日から、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）の「電子申請受付システム」による建築確認申請等の電子受付を開始します。

■ 電子申請で便利になります

特長 1 申請先を選択可能

一度の利用者登録で複数の審査機関から申請先を選択できます

特長 2 申請情報・図面データをオンラインで送受信可能

作成した図面データを印刷せずに、そのまま審査機関に送付できます

特長 3 審査担当者との連絡がシステム上で可能

チャット機能を通じて審査担当者とのやり取りが行えます

特長 4 案件の管理と共有が可能

社内で複数案件を管理し、社外の利用者とも共有可能

■ 電子申請の対象手続

- ① 確認申請（計画通知を含む）
- ② 計画変更確認申請（計画変更通知を含む）
- ③ 完了検査申請（完了通知を含む）

※②及び③は、当初の確認申請等を電子申請したものに限りです。

■ 利用方法

電子申請の利用には、ICBA 電子申請受付システムの利用者登録が必要です。

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）のホームページから、事前に利用者登録を行ってください。

【<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>】

ICBAの
HPはこちら



■ 申請手数料について

- ・電子申請後、電子申請受付システムで手数料の金額及び納付書をお知らせします。
- ・納付書を印刷し、金融機関、コンビニエンスストアまたは納付書の QR コードによるキャッシュレス決済等から納付してください。
- ・納付に係る手数料は、申請者又は代理者等の負担となります。
- ・申請手数料の納付確認後に受付し、本審査を開始します。余裕をもって申請してください。

■ 確認済証等の交付について

- ・電子申請の場合、確認済証、検査済証等は電子データで交付します。
 - ・令和 8 年 10 月 1 日から、確認済証、検査済証等への建築主事の押印を廃止します。
- ※押印の廃止は、電子申請・書面申請を問わず適用します。

お問い合わせ先 一関市 建設部都市整備課 建築指導係
TEL 0191-21-8543（直通）